平成２３年（フ）第４４号
青森市大字駒込字月見野674番地13
債務者　工藤　京子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
青森市けやき２丁目７番Ｃ―702号
債務者　小野みほ子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
東京都福生市武蔵野台２丁目12番地６クリオ福生ファースト107号室
債務者　脇本　和男
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
静岡市葵区瀬名中央２丁目12番27号
債務者　穂阪あさみ
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２８号
大阪市中央区上汐２丁目５番８号　マンション宝徳103
債務者　島本　正行
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９４号
沖縄県沖縄市南桃原３丁目26番３号　コーポトクツネⅡ205号
債務者　與那覇　新
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２９５号
沖縄県中頭郡中城村字新垣1348番地17
債務者　富川　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３６２号
愛知県蒲郡市形原町北浜17番地３
債務者　征矢野信次
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４号
愛知県豊橋市飽海町25番地８―２―205
債務者　與那覇泰輝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後２時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５号
愛知県豊橋市飽海町25番地８―２―205
債務者　與那覇里美（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後２時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６号
愛知県豊橋市大岩町字沢渡61番地１―103、従前の住所愛知県豊橋市大脇町字大脇ノ谷74番地97―103
債務者　大楠　　悟
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２３号
長崎県西海市大島町1894番地42
債務者　川口　文子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
愛知県豊田市上郷町会下山93番地　県営１―108号、従前の住所愛知県春日井市美濃町２丁目219番地　コーポあさみ２Ｂ号
債務者　田中　小枝（旧姓三宅・塚田）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
愛知県豊橋市大岩町字東畑27番地の６
債務者　深井　隆司
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３５３号
釧路市阿寒町オリヨマップ111番地
債務者　松永　純一（旧姓椎名）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所